

- 3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整する。
- 4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 5 交通安全指導については、合併時に再編調整する。
- 6 交通安全施設については、合併時に再編調整する。
- 7 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整する。
- 8 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整する。
- 9 交通災害共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

23-7 納税関係

前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。

23-8 電算システム事業関係

電算システム事業については、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合し、ネットワークシステム構築により住民サービスの低下を招かないよう調整する。

23-9 国際交流・友好都市関係

1 国際交流

姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるように調整する。

2 友好都市

国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討する。

23-10 各種福祉制度関係

〔各種福祉制度〕

ア 子育て支援関係

- 1 子育てホームヘルプ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- 2 家庭児童相談室については、合併時に統一する。
- 3 地域組織活動育成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 地域子育て推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 遺児年金については、合併時に再編統一する。
- 6 保育所保育料については、新市において速やかに再編統一する。
- 7 保育時間延長事業については、合併時に再編統一する。
- 8 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 一時保育促進事業については、新市において随時再編調整する。
- 10 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 11 保育所地域活動事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 児童手当については、合併時に統一する。
- 13 民生委員推薦会については、合併時に統合する。
- 14 民生委員・児童委員協議会事業については、合併時に再編統一する。

イ 高齢者福祉関係

- 1 戦没者追悼式については、新市において再編統一する。
- 2 老人介護支援センターについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 3 在宅ケア専門委員会については、合併時に統一する。
- 4 居宅介護支援事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 5 居宅介護サービス事業所運営については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 6 敬老年金支給事業については、平成18年度から統一する。
- 7 敬老会事業については、平成18年度から統一する。
- 8 シルバー人材センター運営補助事業については、新市において再編統一する。
- 9 老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。

ウ 障害者福祉関係

- 1 障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一する。

- 2 心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一する。
- 3 心身障害者・児及び難病者年金については、新市において再編統一する。
- 4 障害者福祉計画については、新市において速やかに策定する。

エ 生活保護関係

生活保護事務については、合併時に統一する。

〔地域福祉計画〕

地域福祉計画については、平成18年度末までに策定する。

23-11 国民年金関係

国民年金関係事務については、国の制度に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐ。

23-12 保健・衛生関係

- 1 老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。
- 2 健康増進計画については、観音寺市の例により、新市において策定する。
- 3 若年健康診査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 4 妊婦・乳児健康診査受診票交付事務については、合併時に再編統一する。
- 5 乳幼児健康診査（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児）及び3歳児健康診査後フォロー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 6 母子保健推進員育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 7 母子愛育会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 8 一般健康相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 9 基本健康診査については、新市において、併用方式にて実施する。